

津市トイレトレーラー運用要領

第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、本市が保有するトイレトレーラー（以下「トレーラー」という。）を平時及び災害時に安全かつ衛生的に運用し、避難所等におけるトイレ機能の確保及び生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓練 : 本市の区域内外で開催される防災訓練をいう。
- (2) イベント : 本市の区域内外で開催される祭事、地域行事その他これらに類する催しをいう。
- (3) 平時運用 : 訓練及びイベントでの啓発活動、点検等の維持管理を目的とした運用をいう。
- (4) 災害時運用 : 災害対策基本法等に基づく災害対応としての運用（避難所等での応急対策、広域支援等への対応）
- (5) 管理者 : トレーラーの事務を行う所管課長をいう。
- (6) 運用責任者 : 各運用（設置場所ごと）における現場の統括者をいう。
- (7) 運用担当者 : 設置、接続、衛生管理、清掃、巡回、記録等を行う者をいう。
- (8) 関係機関 : ライフライン事業者、し尿処理（汲取）事業者、被災（応援先）自治体等をいう。

(所管)

第3 トレーラーの事務の所管は、危機管理部防災室とし、保管、維持管理、運用調整及び関係機関との連絡調整を行う。

第2章 平時運用

(平時運用の区分)

第4 平時運用は、次に掲げる区分で実施する。

- (1) 維持管理における運用
日常的又は定期的な点検、法令に基づく点検・整備を行うものとする。
- (2) 訓練における運用
本市のほか、国、県等の公共団体が主催、共催、後援等で関わる訓練（本市が参加する訓練を含む。）においてトレーラーの運用を行うことができるものとする。
- (3) イベントにおける運用
本市のほか、国、県等の公共団体が主催、共催、後援等で関わるイベント（本市が参加するイベントを含む。）においてトレーラーの運用を行うことができるものとする。

(トレーラーの平時運用における要件)

第5 トレーラーを平時に活用する場合は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 災害時運用、点検・整備に支障が生じないこと
- (2) 市民の利便性向上、地域活性化、公衆衛生の確保等の公益性が認められること
- (3) 訓練及びイベントにより活用する場合にあっては、ア～カの要件を満たすこと
 - ア 参加（予定）者が概ね300人以上であること。ただし、トイレとして使用する場合は、概ね100人以上で会場その周辺において利用できるトイレが不足し参加者の衛生確保上必要と認められること
 - イ 災害時のトイレ対策に関する啓発（掲示、チラシ配布等）に協力できるものであること
 - ウ トレーラーの安全・衛生管理が確実に実施される体制が整っていること
 - エ 営利を主たる目的とするものでないこと
 - オ 政治的・宗教的目的を有すると判断されるものでないこと
 - カ 津市暴力団排除条例（平成23年津市条例第3号）第2条第3号に掲げる暴力団の利益になると認められるものでないこと

2 管理者は、前項第3号にかかわらず、公益性が高いと認めるとき、又は災害時の啓発上特に必要がある

と認めるときは、参加者規模の要件を緩和して活用を認めることができる。

(運用計画)

第6 管理者は、随時、平時運用計画を作成、更新し、適切な運用管理を行う。

(点検及び整備)

第7 管理者は、次の点検を実施し、結果を記録する。

- (1) 日常点検
外観、施錠及び破損有無の確認
- (2) 定期点検
ア 付属品（排水用ホース等）及び消耗品（トイレトーパー、汚水タンククリーナー等）の確認
イ 給排水、電源系統、換気、照明、ポンプ、タンク、タイヤ及び制動装置の点検
- (3) 法令に基づく点検
走行装置、制動装置及び車体等に関する点検

(保管)

第8 トレーラーは、管理者が定める場所に保管し、鍵、書類及び付属品を適切に管理する。

(備品・消耗品)

第9 管理者は、消耗品（トイレトーパー及び汚水タンククリーナー）を適正量備蓄し、管理する。

第3章 災害時運用

(出動基準)

第10 災害時運用は、次の各号のいずれかに該当するときに実施する。

- (1) 避難所開設に伴い、トイレ機能が不足又は使用困難となるおそれがあるとき。
- (2) 断水、停電又は下水機能低下等により衛生環境の悪化が懸念されるとき。
- (3) 災害対策本部等が出動を決定したとき。
- (4) 災害対応車両登録制度又はトレーラー事業者と導入自治体との相互ネットワークを通じた要請若しくはその他被災自治体等からの要請に基づき、派遣が必要かつ可能と判断したとき。

(出動決定・指揮命令)

第11 出動の決定は、災害対策本部が行う。

2 出動時の現場統括は、運用責任者が担い、関係機関との調整を行う。

(優先配備の考え方)

第12 配備先の優先順位は、次の観点を総合して決定する。

- (1) 避難者数、要配慮者（高齢者、障がい者及び乳幼児）の割合
- (2) 既存トイレの使用可否（破損、断水、停電及び汚水処理不可）
- (3) 衛生環境維持の必要性（トイレ及び手洗い設備の不足状況）

(設置要件)

第13 設置場所は、次の要件を満たすよう選定する。

- (1) 車両進入、転回が可能で、地盤が安定していること
- (2) 夜間照明、防犯（見通し又は巡回）が確保できること
- (3) 男女別の動線、要配慮者の動線、汚物回収の動線を分離できること
- (4) 浸水、土砂災害等の二次災害リスクが低いこと
- (5) 可能な限り、避難所の生活エリアから適切な距離が確保できること

(ライフライン接続・運転)

第14 運用担当者は、仕様に基づき給水・排水・電源等の接続を行うものとし、接続が困難な場合は、代替手段（タンク、発電機等）により運転する。

2 接続作業は、安全確認のうえ実施し、感電・漏水・転倒防止措置を講ずる。

(衛生管理・感染症対策)

第15 運用責任者は、次に掲げる衛生管理を実施する。

- (1) 清掃頻度・巡回頻度の設定
- (2) 手指衛生用品の配置と補充

(3) 清掃記録、苦情及び不具合の受付と対応

(し尿処理)

第16 し尿処理は、関係法令及び業務委託に基づき、適正に収集運搬及び処分を行う。

(利用ルールの掲示)

第17 運用責任者は、利用者に対し次の事項を分かりやすく掲示する。

- (1) 使用方法、詰まり防止の注意喚起
- (2) 清潔利用、混雑時の譲り合いの周知
- (3) 故障及び不具合時の連絡先
- (4) 夜間における防犯対策、転倒防止の注意喚起

(警備・安全)

第18 夜間や混雑時は、防犯上の観点から巡回体制を確保し、必要に応じ照明を確保する。

(撤収)

第19 トレーラーの撤収の時期は、避難所閉鎖又は代替トイレ確保等により必要性が低下した時点で判断し、清掃、汚水処理及び原状回復を行った上で、トレーラーの撤収を行う。

(他団体からの要請に基づく派遣)

第20 災害時において、被災自治体その他関係する機関、団体等（以下「被災自治体等」という。）から要請があり、本市が派遣を決定する際にあつては、トレーラーの設置場所、運用方法、派遣期間、返還方法その他必要な事項は、被災自治体等と協議の上、定めるものとする。

2 前項の協議においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 設置場所の候補地、設置要件（地盤、進入路、浸水又は二次災害のリスク、夜間照明及び防犯）
- (2) 給水、電源、燃料、し尿処理の確保方法及び責任分担
- (3) 安全管理及び衛生管理の体制（運用責任者、巡回、清掃、使用停止判断等）
- (4) 費用負担の区分及び精算方法
- (5) 連絡体制（24時間連絡先、緊急時対応、広報、掲示物等）

第4章 平時からの取組

(教育・訓練)

第21 管理者は、年1回以上、設置訓練及び衛生管理訓練を実施し、改善点を整理する。

(関係機関連携・受援)

第22 管理者は、し尿処理、給水、電源確保、道路通行、保管場所等について関係機関と平時から調整し、必要に応じ協定等の整備を行う。

第5章 その他

(人員体制)

第23 管理者は、次の役割分担をあらかじめ定める。

- (1) 出動調整（本部連絡、配備先調整）
- (2) 牽引免許取得者、運転要件の整理

(記録)

第24 運用責任者は、次の記録を作成し、管理者に提出する。

- (1) 出動日時、設置場所、撤収日時
- (2) 利用状況、トラブル、対応内容
- (3) 清掃・補充の実施状況
- (4) し尿処理の実績
- (5) 修繕の要否

(補則)

第25 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。